平成２１年（フ）第８０２４号
大阪府寝屋川市木屋町７―34　ＡＲＧコート102、開始決定時の住所大阪府寝屋川市豊里町27番２号
破産者　仲村　政幸
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２２７号
大阪市北区豊崎３―８―14　エステムプラザ梅田エアパークス901号室、住民票上の住所兵庫県尼崎市塚口町１丁目17番地の７
破産者　平沼　慶一
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８３５号
大阪市阿倍野区阪南町６丁目10番11号
破産者　山本　　拓
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８４３号
大阪府東大阪市西堤本通東１丁目２番20号　富士第３文化Ａ－７
破産者　芳﨑　珠支
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８６０号
大阪市都島区中野町２丁目４番７号
破産者　阪本　昌彦
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２８０号
大阪市淀川区新高５丁目16番２号　ラーク新高101号
破産者　高槻リサイクルセンターこと　八ツ本　勝
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４２４号
大阪府豊中市新千里南町３丁目25番５号
破産者　山﨑　三郎
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２７３号
大阪府茨木市橋の内２丁目７番18―401号
破産者　芦田　雅充
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７３号
大阪府寝屋川市打上宮前町５番４―705号
破産者　能瀬　智子（旧姓久納）
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３６号
大阪府交野市梅が枝27―303、開始決定時の住所大阪府枚方市桜丘町５番18―303号
破産者　井上　正二
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２９号
大阪市旭区森小路２丁目２番12号　なにわビル305
破産者　山近　哲郎
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３５号
大阪市東成区深江北１丁目９番17―1018号
破産者　山本　理恵
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１９号
大阪府豊中市中桜塚１丁目９番３―301号
破産者　堀　　和子
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２１号
奈良市六条１丁目32番４―201号、前住所大阪府東大阪市花園西町１丁目２番20―703号
破産者　岡本　秀人
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８５号
兵庫県宝塚市逆瀬台１―10―１　宝塚西山住宅１―110号、住民票上の住所兵庫県宝塚市野上３丁目６番26号
破産者　水田　正之
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９９号
大阪府四條畷市美田町１番27号
破産者　三浦　正樹
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２５号
大阪府東大阪市中石切町４丁目４番27号　カーサリーヴァ402号
破産者　田邉　賢一
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９８号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目５番20号
破産者　山本　大造
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部